

議案第 号

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）

第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第2条 任命権者は、1週間を通じて職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、職員が次項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から行うことができる。

3 地公法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間等の変更）

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から高齢者部分休業の承認を受

けた期間及び休業時間（以下「休業時間等」という。）の変更の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間等の変更を承認することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「又は宝塚市」を「、宝塚市」に改め、「修学部分休業の承認」の次に「又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第 号）第2条の規定による高齢者部分休業の承認」を加える。

（宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は宝塚市」を「、宝塚市」に改め、「修学部分休業の承認」の次に「又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第 号）第2条の規定による高齢者部分休業の承認」を加える。

議案第 号

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について  
 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)  
 新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案
<p>(給与の減額)                      第14条 (略)</p> <p>2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条の規定による部分休業の承認又は宝塚市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認 _____                      _____                      _____を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)                      第14条 (略)</p> <p>2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条の規定による部分休業の承認、宝塚市 _____職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和6年条例第 号)第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表(附則第3項による改正関係)

現行	改正案
<p>(給与の減額) 第19条 (略)</p> <p>2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条の規定による部分休業の承認又は宝塚市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認_____</p> <p>_____を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額) 第19条 (略)</p> <p>2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条の規定による部分休業の承認、宝塚市_____職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和6年条例第_____号)第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

## 宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の概要

### 1 制度の趣旨

加齢による諸事情への対応及び地域ボランティア活動への従事などの地域貢献等を想定し、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応することを目的とする。

### 2 制度内容

#### (1) 対象職員

55歳に達した常勤職員

※暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、会計年度任用職員は除く。

#### (2) 取得可能時間等

1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、1日の勤務時間の一部又は全部について勤務しないことができる（5分単位）。

#### (3) 休業の申請手続

##### ア 申請期限

休業をしようとする期間の初日の1月前までに申請する。

##### イ 申請方法

高齢者部分休業承認申請書により申請する。

#### (4) 休業の取得ができない場合

公務の運営に支障があると任命権者が認める場合

#### (5) 給与上の取扱い

##### ア 給与月額

休業をした期間については、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

##### イ 昇給

休業をした期間については抑制の対象としない。

##### ウ 期末手当

期間率について、高齢者部分休業を取得した時間の2分の1に相当する時間を日数換算し、日数に応じて除算して決定する。

##### エ 勤勉手当

期間率について、高齢者部分休業を取得した時間を日数換算し、日数に応じて除算して決定する。

### 3 施行日

令和6年（2024年）4月1日